

設工認その 13 に係るコメント回答

令和 2 年 11 月 13 日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

R2. 11. 11 ヒアリングコメント

原子炉制御棟避雷針の設置について、棟上げ導体は建築基準法に準拠しているものか。

設置当時の建築基準法第 129 条の 15 において、避雷設備は JIS に定める構造であることを要求している。原子炉制御棟に設置している避雷設備の棟上げ導体は JISA4201-1992 に適合したものであることから、建築基準法に準拠したものである。

(ただし、原子炉制御棟は 20 メートル未満の建家であり、建築基準法に避雷設備の要求がないため、避雷設備設置に関する建築確認は受けていない。)

使用前事業者検査において、棟上げ導体が JIS に準拠した設置となっていることを確認する。

R2. 11. 11 ヒアリングコメント

外部消火設備の設置について、消防法を満足しているか。

JRR-3 の屋外消火設備については、平成元年 10 月 4 日に消防用設備等設置届出書を東海村消防長に提出し検査も受検しており、消防法に適合した設置を行っている。

R2. 11. 11 ヒアリングコメント

外部事象影響について、竜巻随件事象の記載はされているか。

竜巻随件事象（火災・溢水。外部電源喪失）について、以下の内容について追記して補正する。

・火災

設計竜巻により JRR-3 施設周辺の危険物タンクが倒壊または損傷し、火災または爆発が発生した場合の影響については外部火災影響評価に包含されるため、安全機能を有する設備の外殻となる施設の健全性は維持される。

・溢水

設計竜巻に対して安全機能を有する設備の外殻となる施設の健全性が維持されるため、

竜巻による気圧低下等に起因した溢水は起こらない。

- 外部電源喪失

竜巻発生確度ナウキャストを活用し、「発生確度2」で原子炉を停止するため、原子炉停止後30秒の冷却及びそれに必要な監視は維持でき、以降の安全機能を有する設備の機能の維持に外部電源は必要ないため、設計竜巻により外部電源を喪失した場合でも安全機能を有する設備の機能は維持される。